3　共通経費の具体的な配賦基準としては、例えば、次のような基準が考えられる。

⑴　共通部門の給与費について、各勘定に属する職員に支給する給与総額の割合により配賦する方法

⑵　事務所借料について、各勘定に属する部門の占有面積の割合により配賦する方法

⑶　納付消費税について、勘定別に算定した納付消費税額の割合により配賦する方法

第102　財務諸表の開示方法等

1　勘定ごとに区分して経理することが要請される申請等関係事務処理法人においては、法人単位財務諸表の後に勘定別財務諸表を作成し、これらを一体のものとして開示しなければならない。

2　財務諸表の注記は、法人単位財務諸表及び勘定別財務諸表のそれぞれに適切な注記を行わなければならない。

3　申請等関係事務処理法人の事業内容等の実態から複数の勘定単位で経理される業務を一括してセグメント情報として開示する必要がある場合には、勘定区分に係わらずセグメント情報を作成するものとする。この場合には、当該セグメント情報は、法人単位財務諸表に添付するものとする。

4　法人単位財務諸表には、「第77　附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注71)

⑴　各勘定単位の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類

⑵　貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書のそれぞれについて、勘定ごとの金額を表示する欄、勘定相互間の取引を相殺消去するための調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

⑶　勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類について、勘定ごとの金額を示す欄及び合計額を示す欄を設け、勘定ごとの利益の処分又は損失の処理の状況と全ての勘定を合算した額を並列的に示す書類

⑷　法人単位貸借対照表及び損益計算書において、相殺消去された勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益並びに消去された勘定相互間の取引に係る未実現損益の内訳

⑸　法人単位キャッシュ・フロー計算書において相殺消去された、勘定相互間のキャッシュ・フローの内訳

＜注71＞附属明細書について

勘定別財務諸表に添付すべき附属明細書は、法人単位財務諸表に一括して添付することにより、重複するものについては省略することができる。なお、この場合、法人単位財務諸表に添付する法人単位附属明細書には勘定別の内訳を明らかにしなければならない。

第13節　設立団体の数の変更に伴う会計処理

第103　設立団体の数の増加に係る注記事項

設立団体の数を増加させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、次の事項を注記する。

⑴　加入した設立団体の概要

加入した設立団体の名称、加入した主な理由、加入した日

⑵　設立団体の増加により受け入れた資産及び負債の内訳と金額、資本金額

［新設］